

贈与税 2023年（令和5年）で期限を迎える非課税制度

次世代への金融資産の移転を促し、消費経済を刺激するために、政策的に設けられた**贈与税の非課税制度が2023年（令和5年）に制度上の期限**を迎えます。2023年度（令和5年度）の税制改正で期限延長の可能性もありますが、富裕層への過度な優遇とならないよう、何かしらの改正が行われることが想定されますので、現状の制度を活用される場合には、その適用期限に留意する必要があります。



養育、結婚・子育て、住宅取得の3つの非課税制度

【贈与税の3つの非課税制度の概要】

非課税制度	制度の目的
教育資金に係る一括贈与	高齢世代の貯蓄を子育て世代へ早い段階で移すことによって、現役世代が不安視する教育費用の負担を軽減させ、併せて消費を活性化させる目的
結婚・子育て資金の一括贈与	高齢世代の貯蓄を、将来の経済的不安がある若年世代へ早い段階で移すことによって、現役世代等の次世代の結婚・妊娠・出産・子育て資金の負担を軽減させる目的
住宅取得等資金の一括贈与	機能的で、環境に優しい住宅の需要を喚起させる目的



各制度は教育、婚姻、住宅購入等、個人の**ライフサイクルにおける大きなイベントに関連する項目であるため、適用期限が迫っているからと言って、節税のみを目的として上記制度を利用できるものではありません。**しかし近い将来に教育（進学等）、婚姻・出産、住宅取得等のイベント事が生じる可能性のある方（家族）にとって、税制上の優遇制度（非課税贈与）を考慮して資金移動等を検討してみる価値があります。

各制度の概要は下記の表にまとめましたので、お子様・お孫さんの支援を検討してはどうでしょうか。

	教育資金に係る一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	住宅取得等資金の一括贈与
贈与をする人の要件	父母・祖父母（直系尊属）	同左	同左
贈与を受ける人の要件 （子・孫）、合計所得	・30歳未満 ・1,000万円以下	・18歳～50歳未満 ・1,000万円以下	・18歳以上 ・2,000万円以下
適用期限	2023（R5）年3月31日	2023（R5）年3月31日	2023（R5）年12月31日
贈与額の非課税限度額	1,500万円 （内学校等以外は500万円）	1,000万円 （内結婚資金は300万円）	1,000万円 （省エネ等住宅以外は500万円）
主な資金使途	入学金、授業料、教科書、塾、通学、留学費用等	挙式、引っ越し、出産、子の医療費・保育費用等	居住のための住宅家屋の取得、新築増改築費用等
その他	・ 契約終了時（受贈者が30歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 ・ 贈与者死亡時の残額は原則、相続税の課税対象	・ 契約終了時（受贈者が50歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 ・ 贈与者死亡時の残額は、相続税の課税対象	・ 対象となる住宅用家屋の床面積は50㎡以上240㎡以下（合計所得金額が1,000万円以下の場合には下限が40㎡以上） ・ 原則、贈与年の翌年3月15日までに新築等し、居住

参考 財務省 HP https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm

@ 9月の予定

- 9/12 ・ 8月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 9/30 ・ 7月決算法人の確定申告
・ 1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 3階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp/>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp